

平成 22 年 天草市農業委員会第 11 回総会議事録

平成 22 年 11 月 25 日天草市農業委員会総会が天草市民センターに招集された。

1、総会に出席した委員は、次のとおりである（32 名）

| | | | | | |
|------|-------|---|------|-------|---|
| 1 番 | 鬼塚 猛清 | 君 | 21 番 | 山本 隆久 | 君 |
| 2 番 | 滝下清三郎 | 君 | 22 番 | 浦上 廣幸 | 君 |
| 3 番 | 川崎眞志男 | 君 | 23 番 | 平岡 秀樹 | 君 |
| 4 番 | 坂上 眞守 | 君 | 24 番 | 山田 昭則 | 君 |
| 5 番 | | 君 | 25 番 | 川峯 正美 | 君 |
| 6 番 | 福本 富人 | 君 | 26 番 | | 君 |
| 7 番 | 佐々木碩哉 | 君 | 27 番 | | 君 |
| 8 番 | 稲田 秀敏 | 君 | 28 番 | 川原 昭雄 | 君 |
| 9 番 | 鶴田 雄士 | 君 | 29 番 | 前田 達也 | 君 |
| 10 番 | 元島 正則 | 君 | 30 番 | 小松 信男 | 君 |
| 11 番 | 松岡 健吾 | 君 | 31 番 | 江良 邦勝 | 君 |
| 12 番 | 井上 哲晴 | 君 | 32 番 | 落合 正實 | 君 |
| 13 番 | | 君 | 33 番 | 宮崎 義一 | 君 |
| 14 番 | 山本 友保 | 君 | 34 番 | 椎葉 次穂 | 君 |
| 15 番 | | 君 | 35 番 | 松原 高弘 | 君 |
| 16 番 | 大塚 宏 | 君 | 36 番 | 小堀田幸一 | 君 |
| 17 番 | 松川 兼光 | 君 | 37 番 | 戸谷 泰典 | 君 |
| 18 番 | 倉田 喜一 | 君 | 38 番 | | 君 |
| 19 番 | 川口 直 | 君 | | | |
| 20 番 | 原田 康盛 | 君 | | | |

2、総会に欠席した委員は、次のとおりである。（6 名）

| | | | | | |
|------|-------|---|------|-------|---|
| 5 番 | 梅本 秀幸 | 君 | 26 番 | 佐藤 駿二 | 君 |
| 13 番 | 松本 明博 | 君 | 27 番 | 池田 裕之 | 君 |
| 15 番 | 森岡 一正 | 君 | 38 番 | 森本 文隆 | 君 |

3、総会に出席した職員は、次のとおりである。（5 名）

| | | | |
|------|-------|-----|-------|
| 事務局長 | 森内 健二 | 主 任 | 吉田 直哉 |
| 主 幹 | 中村 政一 | 主 任 | 松村 康平 |
| 主 任 | 浦上 達也 | | |

4、議事日程

開 会

- | | | |
|-------|---------|-----------------------------|
| 日程第 1 | | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第 2 | 議第 61 号 | 農地法第 3 条の規定による許可申請について |
| 日程第 3 | 議第 62 号 | 買受適格証明願（耕作目的）について |
| 日程第 4 | 議第 63 号 | 農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 5 | 議第 64 号 | 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について |
| 日程第 6 | 議第 65 号 | 農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等について |
| 日程第 7 | 議第 66 号 | 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請について |
| 日程第 8 | 議第 67 号 | 農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請について |
| 日程第 9 | 議第 68 号 | 「環太平洋連携協定（TPP）」交渉に関する要請について |

閉 会

開 議 午後2時00分

○事務局（森内健二君） 皆さんこんにちは。ただ今から、平成22年第11回総会を開会いたします。はじめに、鬼塚会長からご挨拶をお願いします。

○会長（鬼塚猛清君） 皆さんこんにちは。11月も末になり朝夕の冷え込みが厳しくなっています。私たちの地域では風邪がはやってしまして、皆さん方も身体には十分注意していただきたいと思います。先日、県主催で会長、事務局長会議がありまして、本日の議題にもありますTPPに関する地元委員への要請行動や、農業者年金の加入推進、全国農業新聞の普及拡大等について、一人ひとりの農業委員が一層の努力をお願いしたいとのことでした。ご協力をよろしくをお願いします。

○事務局（森内健二君） 本日は、5番梅本委員、13番松本委員、15番森岡委員、26番佐藤委員、27番池田委員、38番森本委員から欠席の届けが出ておりますが、過半数の委員の方がご出席でございますので、総会は成立しております。

それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事の進行は会長にお願いいたします。

○議長 これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員については、議長から指名させていただきますことにご異議ございませんか。

（異議なしの声あり）

○議長 それでは、30番小松信男委員、32番落合正實委員を指名いたします。

○議長 日程第2、議第61号、農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。事務局より各申請案件について一括して説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。●町の譲受人●さんは、農地集積のため、●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を交換により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで10キロ以内で容易に通作でき、申請地は、水稻を栽培される計画です。また農機具の保有状況・労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、今回取得する農地については、すべて耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。農作業常時従事要件以下の不許可要件には該当してありません。

2番について説明します。●町の譲受人●さんは、農地集積のため、●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を交換により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地まで10キロ以内で容易に通作でき、申請地は、水稻を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当してありません。

3番について説明します。●町の譲受人●さんは、農業経営規模拡大のため、●町の●

さんより、●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地には、みかんを栽培される計画です。下限面積要件についてですが、4 番の申請及び本日の議題になっております利用権の設定の 1 番にあります●㎡を合わせまして天草市の下限面積 40 アールを超えております。以下、不許可要件には該当しておりません。

4 番について説明します。●町の譲受人●さんは、農業経営規模拡大のため、●市の●さんより、●町の田●㎡と畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地には、水稻及び野菜を栽培される計画です。下限面積要件につきましては、3 番で説明いたしましたとおり要件を満たしており、その他の不許可要件にも該当しておりません。

5 番について説明します。●町の譲受人●さんは、農業経営規模拡大のため、●市の●さんより、●町の畑●㎡を売買により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地には、野菜を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

○事務局 6 番について説明します。●町の譲受人●さんは、●町の譲渡人●さんより●町の畑●㎡を贈与により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は果樹を栽培される計画です。以下、不許可要件には該当しておりません。

○議長 1 番から順に担当委員より説明をお願いします。なお、担当案件が複数ある場合は一括して説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。1 番、2 番については申請人も同じで、農地の交換ですので一緒に説明します。申請人のお二人は兄弟でございまして、面積は●㎡の差がありますが、双方の農地集積のために土地を交換したいというものです。何も問題はありませぬので、ご審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 1 番、2 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、1 番、2 番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1 番、2 番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3 番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。3 番、4 番、5 番が私の担当ですので、順に説明いたします。

まず、3番と4番の譲受人が同じ申請人です。3番についてはポンカン畑でしたが、譲渡人が高齢で、もう管理ができないということで譲受人に売買の話をして合意ができたようです。

4番については、譲渡人が●県に住んでおられて、申請地が譲受人の自宅の下ですので、今までもいわゆるヤミ小作をしておられたそうです。譲渡人が天草に帰って来ることは無いだろうからということで、譲渡人から売買の申出があったそうです。実は利用権の議案にあがっております申請地もヤミ小作でしたが、3番と4番の農地の所有権取得申請を機に正式に申出があっているもので、農業は今までもやってこられていた方です。3番、4番ともに問題は無いものと考えます。

5番につきましては、譲渡人が4番と同じ人で、申請地に隣接した農家である譲受人に売買の申出を行ない、合意ができたそうです。今までは遊休地になっていた関係で境界付近だけ草刈をされていたわけですが、売買の合意を機に譲受人が全面綺麗に草刈をされていました。問題は無いものと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番、4番、5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、3番、4番、5番の件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、3番、4番、5番の件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番の件について、担当委員より説明をお願いします。

○担当委員 ●番●です。6番の件について説明します。譲渡人と譲受人は兄弟です。父親が亡くなられて、同居しておられるため、同一世帯員間での贈与になります。譲受人は現在独身ですが、兄弟仲よく家を守っていこうということで、お兄さんのほうから贈与の申し出をされたそうです。特に問題になるところは無いと考えますので、ご理解いただきまして、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第3、議第62号、買受適格証明願（耕作目的）についてを議題といたします。

1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 説明します。●町の●さんは農業経営規模拡大のため、●町の田●㎡を競売により取得したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、全部効率利用要件については、

住所地から農地までの距離はすべて 10 キロ以内で容易に通作でき、申請地は稲作される計画です。また農機具の保有状況、労働力及び技術並びに本人から聴取した結果、現在の保有農地は、すべて耕作されており、今回取得される農地についても耕作を行うとのことで、全部効率利用を行われると認められます。また、常時従事要件以下の不許可要件には該当しておりません。

競売の場所は熊本地方裁判所売却場です。附帯決議として「当該買受適格証明書の交付を受けた者が最高価格買受申出人又は次順位買受申出人となり、農地法第 3 条の規定による許可申請書を提出した場合において、農業委員会の会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めた場合を除き許可できるものとする。」としております。

○担当委員 ●番●です。申請地は所有者が●におられたころは小作による耕作をされていた方がおられた訳ですが、所有者が●を出て行かれてからは遊休化して現在はセイタカアワダチソウが繁茂している状況です。申請人はこの地区の集落営農の構成員として頑張っておられる方で、落札したら水稻を作るということでした。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第 4、議第 63 号、農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請についてを議題といたします。1 番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1 番について説明します。●町の●さんは、コインランドリーを建設するため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。既に建設されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域内の第 3 種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接地に農地はありません。以下、記載のとおりとなっております。

○担当委員 ●番●です。1 番について説明いたします。位置図及び現場写真は 1、2 ページになります。ご覧のとおり既に建設されておりますので、始末書が添付されています。申請人から事情を聞きましたところ、平成 16 年から営業しているが、農地であったことを最近になって知りましたということでした。申し訳なかったということでございました。付近は宅地化が進んでいる地域で農業上の支障はありません。問題は無いと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番の件について説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の●さんは、●町の畑●㎡をアパート建設のため、転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、第1種農地となっており、原則は不許可ですが、畑地土地改良事業の区域外の農地で、隣地に集落に連たんした住宅があり、農地法施行令第10条に定める農地転用の不許可の例外規定及び同施行規則第33条第4号に定められた集落に接続した施設ということで、不許可の例外基準を満たしております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明書が提出してあり適当です。また、開発行為等届について河川港湾課と協議中です。営農への支障の有無は、隣接農地の同意書が添付してあり適当です。以下、記載のとおりとなっており、基準に適合しております。申請地の中の里道は市の道路維持課に払い下げ申請中で、許可見込みです。

また、建設用地が不足するというので5条の1番で申請が同時に出されております。

○担当委員 ●番●です。2番について説明いたします。写真は3ページ、位置図及び配置図は4ページになります。写真をご覧いただければお判りと思いますが、遊休化して十数年が経っている状態で、農地は相続で取得したけれども、勤め人であり今後も耕作をする予定はないので、土地を有効活用するため3階建てアパートを建設したいということでした。事務局の説明でもありましたように、自己所有地の形状が細長いのと、車両用通路及び駐車場用地等で建設用地が不足するため、同じように遊休化している隣接地と合わせての建設を計画され、5条申請も同時にあっております。東の国道側の隣地には弟さんの住宅があり、進入路の左にも住宅があります。建物は敷地の北側よりに配置され、北側の小高い傾斜地と西側に隣接して畑がありますが、同意書は添付しております。給排水は市の上下水道を利用するというのでした。審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありますか。

○質問委員1 ●番●です。●委員にお聞きしたいんですが、写真では周囲の農地の状況がわかりづらいわけですが、どうなっていますか。また、そこへの影響は無いわけでしょうか。

○担当委員 ●番●です。申請地の周囲では北側に私を含めまして2名の所有者の畑があります。東側に1名、南側に3名の耕作者がおられます。一番問題なのは北側の日照だと思っておりますが、今のところそう差し支えないものと考えています。南側は申請地よりも一段高くなっていますので、日照等には影響が無いものと考えています。

○議長 ●委員よろしいでしょうか。

- 質問委員 1 ●番●です。南側はあまり関係ないわけですが、北側がどのようになっているかもう少し詳しくお聞かせ頂きたいと思います。
- 担当委員 北側は私を含めて2名の農地がありますが、建物から5、6m離れた法尻からゆるい傾斜で6mほど高くなつたところに農地があります。もう一人の方と一緒に現地立会いをいたしました、影響はあまりないものと思っています。
- 議長 ●委員よございますか。また、他に質疑はありませんか。
- 質問委員 2 ●番●です。この一帯は以前土地改良事業を実施した地区だつたと思ひますがその点はいかがでしょう。
- 担当委員 ●地区の土地改良事業は、昭和56年、57年にかけて行われましたが、申請地は排水不良地だつたため、それより10年ほど前に、周囲の土を入れて嵩上げしておられたため、土地改良事業には参加されませんでした。
- 議長 ●委員よろしいですか。また他に質疑はありませんか。
- 質問委員 3 ●番●です。事務局にお尋ねします。4条と5条の申請面積を合わせますと●㎡になります。相当の規模のアパートになると思ひますが、何階建てで、部屋数は何室でしょう。
- 事務局 お答えいたします。アパートは3階建てで、12戸の計画です。
- 質問委員 3 ●番●です。●委員さんにお尋ねします。そういった計画内容で近隣住民の方に計画説明があつたと思ひますが、建設による影響について付近の方から何か意見は出なかつたのかお伺ひしたいと思ひます。
- 担当委員 4条と5条をひっくるめたような内容になつてまいりましたが、北側は主に私の農地でございまして、先ほども申し上げましたとおり、さほど影響はないものともう1人の方とも話をしたところでございまして。
- 議長 ●委員よろしいですか。またほかに質疑はありませんか。
- 質問委員 3 私の担当地区ではないのでよく分かりませんが、大きな申請案件はトラブルの元になることが多いので、申請書に記載のないところを確認したところでございまして。建設することよつて付近の方々から苦情が出ないなら、それにこした事はございませぬ。
- 議長 ●委員に私からも質問したいんですが、隣接の農地の耕作者の方々はどういった気持ちでおられるのか、また3階建ての大きなアパートが建つて何も問題ないならいいですが、少しでも問題がありそうだとか、そういったところの素直な考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。
- 担当委員 私も含め北側2名で境界の立会いに行つた訳ですが、もう1人の方も別に異議はなかつたみたいで。
- 議長 ただ今●委員からも発言がありましたように、地元の意向というのは問題ないだろうということです。ほかに質疑はありませんか。
- 質問委員 4 ●番●です。個人住宅ならともかく、こういった集合住宅はいろんな地区か

ら集まってくる訳ですから、今の段階では問題はなく、同意は取れているけれども、建った後から何か出てくるのではないだろうかと思うわけです。

○議長 建てた後に何か問題があるのではということですが、やはりそのところは難しいですね。申請者が地元関係者に建設計画を説明して同意を得ている訳ですから、将来に向けては不明ですが、その辺について、事務局はどう考えますか。

○事務局 私が申請書等で審査しましたときに、面積等についても全体で●㎡、建物が3階建てという点が日照通風の面から問題になるかと思われれます。4ページの上部にあります位置図をご覧いただければわかりやすいと思いますが、中央の下から上に●海水浴場に通じる国道があります。その左側に約10haの土地改良事業を実施した区域がありまして、4条、5条の申請地はその事業に参加されなくて農用地外になっております。また、東側は国道側隣接地に弟さんの住宅と畑が2筆がありますが、もちろん同意をされております。国道を挟んで小高い山の中腹にも住宅が建ち並んでおります。東側の日照はこの山の影響がいちばん大きいかと思えます。また、農地への影響が一番懸念される北側は、担当である●委員さんの説明にもありましたように緩やかな法面を間に挟んで6m程の高台に、●委員さんの農地とあと1名の方の農地があるわけですが、建設計画の説明を受け、境界立会いを実施した中で、お2人とも日照通風にはさほど影響はでないであろうとの意見があつているということです。あわせて、事業申請地の北側斜面と西側の農地、入居者用広場ということで、芝生張りが計画されている南西方面の土地も申請者の所有でございまして、他の耕作地から離れて建物が建つということになります。優良農地のはずれにあり、農地法の不許可の例外の規定もありますので、許可が相当ではないかと判断している次第です。

○議長 ●委員、事務局では将来のことについての説明はありませんでしたが、総合的に判断して許可相当と考えているということです。よろしいでしょうか。また、他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番の件について説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の●さんは、●町の畑●㎡に植林するため、転用したいというものです。既に植林されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接地に農地はありません。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。3番について説明いたします。写真が5ページ、位置図が6ペー

ジにあります。地目は畑ですが申請者が高齢になりもう耕作ができないのでクヌギを40本植えて管理したいというものです。道路からいうと申請地を取り巻くように申請者の山林がございまして、平成19年に既に植林してありますので、大変申し訳ありませんという始末書が添付してあります。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、4番の件について説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●市の●さんは、●町の田●㎡に植林するため、転用したいというものです。既に植林されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接地に農地はありません。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。4番について説明いたします。写真が7ページ、位置図等が8ページにあります。申請者は3番の申請者の子どもさんになります。この土地は隣地に家を建てる計画で父である3番の申請者から贈与を受けていましたが、●市に転勤になり家を建てるのが先になったということで、3番の申請地と同じ頃にクヌギを植えていたということで、始末書が添付されています。こちらも3番の申請人が所有する山林に囲まれていて、隣接農地はございません。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。 それでは、5番の件について説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●町の●さんは、●町の畑●㎡の内●㎡を分筆し、賃貸住宅に転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は資金証明書が提出してあり適当です。営農への支障の有無は、隣接農地の同意書が添付してあり適当です。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。5番について説明いたします。場所は10ページ、写真は9ページを参考にさせていただきたいと思いますが、●のしゅんせつ土砂で住宅用に区画整理が行わ

れた地区になります。隣地に畑がありますが、そういった地区ですので同意書も添付されております。給排水は市の上下水道を利用することになります。問題は無いと思いますが、審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番の件について説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●町の●さんは個人住宅を建設するため、●町の畑●㎡を転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しています。

○担当委員 ●番●です。6番について説明いたします。場所は●線の●集落と●集落の間にあり、周辺に人家はありません。詳細の位置図と配置図は12ページ、現地写真は11ページになります。1筆が広いので、進入路と住宅用に必要な面積を分筆して家を立てる計画となっております。南側が海に面した山を整地して住宅を建てる計画で、何ら問題はないと思いますので審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 日程第5、議第64号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題といたします。1番について事務局、担当委員の順に説明をお願いいたします。

○事務局 1番について説明します。本件は4条申請でも審議いただきました案件と同時に申請されています。●町の譲受人●さんは、アパートを建設するため、●町の畑●㎡の畑の8分の1共有名義分を●市の●さんより贈与を受け転用したいというものです。申請内容は4条申請の2番と同様で、許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。1番につきましては先ほど4条申請で審議いただきました内容ですので、説明は必要ないと思います。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました1番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2番について説明します。●町の●さんは、資材置場及び倉庫とするため、●の●さんより●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は、第1種農地となっており、原則は不許可ですが、事務所の近くに適当な用地がなく、畑地土地改良事業の区域外の農地で、近傍に集落に連たんした数戸の住宅があり、農地法施行令第10条に定める農地転用の不許可の例外規定及び同施行規則第33条第4号に定められた集落に接続した施設ということで、不許可の例外基準を満たしております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付しております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。2番について説明します。位置図及び写真は15、16ページにあります。申請地は本年5月に農用地区域の除外申請がなされ、承認を受けていた土地になります。転用面積が大きいです。利用の内訳は配置図をご覧くださいと思います。写真をご覧くださいればお判りのように、現在は灌木が繁茂した状態となっていました。隣接の農地にとっては逆に転用して管理してもらったほうがよいということで、同意書も添付されております。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました2番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3番について説明します。●町の譲受人●さんは、●町の譲渡人●さんより●町の畑●㎡のうち●㎡を売買により所有権移転し個人住宅及び道路とするため、転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。3番について説明します。位置図及び写真は17ページと18ページにあります。譲受人は現在アパート住まいですが、子どもが生まれ手狭になったため自己住宅を建築したいというものです。付近は住宅が建ち並んでいる場所で、給排水は市の上下水道を利用されます。隣接農地の同意書も添付されています。何ら問題は無いと思

ますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明します。●町の譲受人●さんは、住宅敷地を拡張するため、●町の●さんより、●町の田●㎡を贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。次に一般基準ですが、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。4番について説明します。19ページと20ページにあります位置図及び写真をご覧ください。申請地は以前は深い溝だったので、以前の所有者名義のまま残っていた土地だそうです。現在は埋められて申請者の宅地と同じ高さになっています。もう一方の隣地境界にはブロック塀があり、譲受人しか利用価値のなくなった土地でございますので贈与により所有権移転を行うというものです。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明します。●町の譲受人●さんは、個人住宅とするため、●町の譲渡人●さんより●町の田●㎡を贈与により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。5番について説明します。申請地は本年5月に農用地区域からの除外申請があったところですが、除外が認められたので、今回の申請となったものです。位置図及び写真等は21、22ページをご覧ください。譲渡人と譲受人は親子になります。譲渡人の隣に住宅を建て、老後の面倒をみたいということでした。隣接農地の同意も取れていますし、公共下水道の地区ですので給排水にも問題はございません。よろしくお願ひします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、6番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明します。●町の譲受人●さんは、宅地拡張のため、●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を贈与により転用したいというものです。既に宅地の一部として利用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。6番について説明します。写真は24ページ、位置図等は23ページにあります。以前宅地として分筆されていた土地と、排水路との間に農地名義の土地●㎡が残っていたということで、今回申請されております。問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明します。●町の譲受人●さんは、駐車場拡張のため、●町の譲渡人●さんより、●町の田●㎡を贈与により転用したいというものです。既に駐車場の一部として利用されており、始末書が添付してあります。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は都市計画区域の第3種農地となっております。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。7番について説明します。場所は先ほど説明いたしましたところの隣接地でございます。申請内容は資料の25ページを参照いただいたほうが早いと思いますが、先ほどと同様譲受人の駐車場を分筆したときに道路との間に農地が残っていたということでございます。問題は無いものと思います。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました7番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8番につきまして説明をお願いします。

○事務局 8番について説明します。●市の借受人●さんは、店舗及び駐車場とするため、●町の貸渡人●さん外●名より、●町の田●㎡と畑●㎡合計●㎡を賃貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。次に一般基準ですが、資力及び信用要件は、資金証明が提出してあり適当です。道路法24条が許可見込み、開発行為許可申請中です。また、都市計画法第32条に基づき各課との協議中です。また、隣接農地の同意書が添付してあります。以下記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。8番について説明します。位置図等は27ページ、現地写真は28ページでございます。申請内容は事務局から説明がありましたが、この地域の農地所有者のほとんどが高齢化しており、また排水不良による湿地ということもあり、ほとんどが耕作してありませんでした。時間をかけて関係者のところを回りましたが、貸渡人は賃借ということで喜んでおられました。建物は敷地の南側に建ちますし、北側は駐車場と国道を挟んでいますし、西側と東側のほうにも十分な敷地の余裕があります。また、駐車場の面積が広いので、雨水排水が問題になるかと思いますが、それについては調整池を設けて排水路に放流するというのでございました。南側は住宅が建ち並んでおり、転用面積は広いですがけれども農業上は特別問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました8番の件について、質疑はありませんか。

○質問委員 この施設はいつごろの完成予定でしょうか。

○事務局 お手元にお配りしています農地法審査資料の5ページの一番左にある審査基準等の区分欄の4番「申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性」の行の議案番号8番のところをご覧ください。

申請書に記載してありました計画によりますと、農地法、道路法、建築基準法、開発許可等の許可が下りてから直ちに着工し、平成23年の8月末に完成予定という計画でございます。

○議長 ●委員でございますか。また、他に質疑はございませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、9番につきまして説明をお願いします。

○事務局 9番について説明します。●市の譲受人●さんは駐車場、倉庫及び庭園とするため、●市の譲渡人●さんから●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。なお、申請地に隣接する宅地、山林及び建物についても一体として購入予定だそうです。また、

申請農地の一部と山林にまたがった形で以前から倉庫が立てられているため、始末書が添付されております。

別紙の農地法許可基準に照らした結果ですが、立地条件は第2種農地になっております。以下記載のとおりとなっております基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。9番について説明します。内容は事務局説明のとおりです。位置図と配置図等は29ページになります。宅地が狭く駐車場用地として購入を計画していた土地が、所有権移転登記をするために調べてみたところ農地だったということが判り、今回の申請となったそうです。特別問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、10番につきまして説明をお願いします。

○事務局 10番について説明します。●町の譲受人●さんは自宅への進入路とするため、●町の●さんより●町の畑●㎡を売買により転用したいというものです。すでに通路として利用されているため始末書が添付されています。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となっております。転用面積の●㎡のうち●㎡に関しては農振農用地区域でありましたが、今年度5月に除外申請がなされ、許可されています。以下、記載のとおりとなっております基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。10番について説明します。31、32ページに写真と位置図等が載っています。配置図をご覧いただければお判りと思いますが2軒の住宅への進入路ということになります。また、隣地境界との間に道ができますので、耕作道としても利用できるということでございました。よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました10番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、11番につきまして説明をお願いします。

○事務局 11番について説明します。●町の借受人●さんは住宅用地とするため、●町の●さんより●町の畑●㎡を使用貸借により転用したいというものです。

別紙の農地法許可基準に照らした結果についてですが、立地条件は第2種農地となって

おります。以下、記載のとおりとなっております、基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。11番について説明します。貸渡人と借受人は親子でございます。借受人は県外で働いておられた訳ですが、最近地元に戻ってこられて、実家の隣の宅地と畑を使って住宅を建てたいということでした。周りは全て宅地でございます。特別問題は無いと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

○議長 ただ今説明がありました11番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第6、議第65号、農業経営基盤強化促進法による利用権の設定等についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第65号について説明します。市長より農用地利用集積計画の決定を求められています。1番の●町の●さんほか利用権の新規設定の計画が4件、再設定の計画が18件、所有権移転が1件で、総面積は85,485㎡となっております。

以上の計画は、市の農業経営の基盤強化の促進に関する基本的な構想の第4の1の(1)の①のアに掲げる要件である、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、等各要件を満たしております。

○議長 ただいま事務局から説明がありましたが、各担当委員より補足説明はありませんか。

(なしとの声あり)

○議長 それでは1番から23番までの件について質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はありませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、1番から23番までの件につきましては、原案のとおり可決しました。

○議長 それでは、日程第7、議第66号、農業振興地域整備計画に係る農用地区域の除外申請についてを議題といたします。事務局より説明の後担当農業委員より補足説明をお願いいたします。

○事務局 議第66号について説明します。「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第3条の2の規定により市長から農業振興地域整備計画の個別見直しに係る農用地区域からの除外等申請に関し審議の依頼がっております。

なお、除外申請につきましては、除外がなされたときに転用許可の可能性、見込みがあるかないかをご審議いただくものです。今回、除外に関しては、田 5,939 m²、畑 13,695 m²、総面積 19,634 m²、全 12 件の申請となっております。見取り図、字図、現場写真をまとめたものを別紙資料としてお配りしておりますので併せてご覧いただきたいと思っております。

それでは、1 番の案件からご説明いたします。●町の●さんは現在の住居が手狭となったため、●町の畑●m²の内、●m²に個人住宅を建築したいというものです。申請地の周辺は宅地化が進んでおり、立地条件は第 2 種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。1 番について説明いたします。1 ページの配置図等をご覧いただければお分かりいただけるとおり付近は住宅が建ち並んだ地域です。また何箇所か候補地を考えられたそうですが、価格等の面で申請地が最適と判断されたそうです。除外と転用もやむを得ないかなと思って現場を見てきたところです。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 1 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、2 番につきまして説明をお願いします。

○事務局 2 番についてご説明いたします。●町の●さんは現在の住居が老朽化し手狭となったため、●町の畑●m²に個人住宅、倉庫及び駐車場を整備したいというものです。申請地の周辺は土地区画整理事業が実施され立地条件は第 1 種農地となっており、原則的には転用はできませんが、「農地法の運用について」の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の C の (d) の不許可の例外の規定にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」でありますので、農地法の転用許可基準に適合しております。

なお、本日はご欠席ですが担当の●番●委員にも現地等を調査いただいたところ、特に問題はなく除外と転用も適当との見込みであると考えてるので、審議をよろしく願いますとのことでした。

○議長 ただ今説明がありました 2 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、3 番につきまして説明をお願いします。

○事務局 3 番についてご説明いたします。●市の●さんは帰郷に際し両親の住まいに居住

する予定でしたが手狭なため、近隣の祖父所有の●町の畑●㎡の内、●㎡に個人住宅及び通路を整備したいというものです。別紙資料の4ページの写真をご覧いただきたいと思います。申請地は周辺の住宅地から4～5m程の高台に位置し、個人住宅●㎡、住宅へ通じる法面部分に階段と駐車スペース●㎡を施す計画となっております。周辺は宅地化が進んでおり、立地条件は第2種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。3番について説明いたします。申請人は30歳を越した位の人で、天草に帰って来たけども、同居するには家が狭いので、家を建てたいという事ですけども、適当な土地がなく、90才を越した祖父名義の畑を分筆して建てたいということでした。申請地は小高い丘みたいになっていまして、ポンカンと河内パンカンの栽培面積は台帳面積ほどはありません。現在は建設業をされているお父さんが耕作をされています。申請人のお父さんは申請地のすぐ下に家がありますが、以前は広がった宅地が国道用地として買収され、庭も全くななくなっています。また、すぐ横は●団地で上下水道もきています。跡継ぎの家をここに作ることでミカン園が廃園になることが防げるのではないかとお父さんも思っているとのことでした。転用面積は●㎡と広いですが、道路より高いので、通路部分と法面部分が必要なためでございます。審議をよろしく願います。

○議長 ただ今説明がありました3番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、4番につきまして説明をお願いします。

○事務局 4番について説明いたします。●町の●さんは自宅に駐車場がないため、隣接する●町の畑●㎡を取得し、駐車場、通路及び庭として転用したいというものです。別紙資料の6ページの写真のとおり既に通路が施工されており始末書が添付されております。立地条件は第2種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。4番について説明いたします。写真は6ページ、位置図等は5ページです。申請人のお父さんが最近亡くなられ、相続手続きをしようとしていたら、申請の場所が農用地区域内の農地だったことが判り、今回の申請に至ったそうです。位置図等でもお判りのとおり、道を隔てた下のほうにはミカン園が広がっていますが、申請地は自宅と道路に挟まれた場所になります。問題ないだろうと思います。審議をよろしく願います。

○議長 ただ今説明がありました4番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 5番について説明いたします。●町の●さんは既存施設の老朽化に伴い、既存施設近隣の●町4筆の田●㎡に鉄筋コンクリート造3階建ての●施設を新設したいというものです。立地条件は第2種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。5番について説明いたします。●は今から45年前に職員7名ほどでできましたが、増築を重ねて入所者も増え、職員も現在は●名を越えています。入所施設で以前からの建物が老朽化し、安全面でも問題になって、現在の施設の道路向かいにある入所者の遊び場の南側の農地に鉄筋コンクリート3階建ての施設を計画されているわけです。西側と東側に小さな水田がありますが、所有者が申請人の親戚の方々に建設計画に対して同意書が添付されています。農業上の影響もほとんどないだろうと考えています。審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました5番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、5番につきまして説明をお願いします。

○事務局 6番について説明いたします。●町の●さんは現在新設工事中の施設に隣接する●町の田●㎡に、職員駐車場と排水施設整備したいというものです。立地条件は第2種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。6番について説明いたします。申請人が●町となっていますが、実際は●の●支所のことです。ここの本館が●年前に建ったわけですが、入所希望者が多く現在新しい入所施設を建設中です。当初は申請地の隣の施設用地として転用許可が下りた場所だけで計画していたけども、来客用、職員用の駐車場がどうしても少ないということで今回申請されたそうです。駐車場でもあり農地への影響が少ないのではないかと考えています。審議をよろしくをお願いします。

○議長 ただ今説明がありました6番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、7番につきまして説明をお願いします。

○事務局 7番について説明いたします。●町の●さんは生前贈与を受けるため、●町の8筆の畑●㎡に植林し、山林として管理したいというものです。立地条件は第2種農地で農

地法の転用許可基準に適合しております。申請地が点在していますので、位置図と写真が 7 ページから 14 ページまでになっています。

○担当委員 ●番●です。7 番について説明いたします。この申請に関係のある農地については以前の総会で審議いただきました折説明いたしましたが、●家を継いだお兄さんが亡くなられて、残された家族の方だけでは農地を管理できなくなったので、実質的に●家の跡を継いだ形の弟さんに農地を贈与するというものでした。今回も同様に贈与したいということでしたが、申請地は甘夏畑でしたが耕作放棄されて 20 年は過ぎているということと、申請人が現在イチゴを経営の主体にしておられます関係で、農地として復旧し、管理していくのは無理ということで、山林転用による贈与を申請されています。元々が山林の周辺に点在する農地ということもあり隣接同意も付いています。このまま放置したら、管理する者もおらず、雑木が大きくなるだけの土地になります。山林転用しても周囲には迷惑をかけないように配慮するというございました。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 7 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、8 番につきまして説明をお願いします。

○事務局 8 番について説明いたします。●町の●さんは現住居の老朽化に伴い、隣接の●町の田●㎡に農家住宅を新築したいというものです。また、敷地内に農機具を格納する簡易ビニールハウスも設置するとのこと。申請地の周辺は土地区画整理事業が実施され立地条件は第 1 種農地となっており、原則的には転用はできませんが、「農地法の運用について」の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の C の (d) の不許可の例外の規定にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるもの」でありますので、農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。8 番について説明いたします。申請人が現在居住している家の場所の横に川が流れておりまして、水害等でたびたび被害を受ける土地だということで、川を挟んだ向かい側にある現在の場所よりも少し高い場所を選んで建てたいということでした。申請人の自宅に行きましたら裏手には土砂よけのコンクリート擁壁等があり、大変だったんだなと思いました。申請地は北側に宅地、西と南側が道路を挟んで農地があります。東側にも農地がありますが、同意書が付いておりますし、営農上の影響は少ないんじゃないかと考えています。審議をよろしくお願いします。

○議長 ただ今説明がありました 8 番の件について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、9番につきまして説明をお願いします。

○事務局 9番について説明いたします。●町の●さんは自己所有の●町の田●㎡に植林したいというものです。立地条件は第2種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。9番について説明いたします。位置図は15ページになります。現場に行ってみましたら県道から1キロほど山のほうに登った迫の付け根でした。字図をご覧頂ければ判ると思いますが、道がないので川を渡らなければ耕作ができないので自分で橋をかけていたけども、氾濫したときに何回か流されているので、植林して管理したいということでした。隣接農地が1件ありますが同意書がつけてあります。審議をよろしく願います。

○議長 ただ今説明がありました9番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、10番につきまして説明をお願いします。

○事務局 10番について説明いたします。●町の●さんは住居の老朽化に伴い、●町の田●㎡に個人住宅を改築したいというものです。申請地は農振法施行以前の昭和25年に申請者の父親が住宅を建築以来、現在まで居宅として利用され、今年の2月に住居の滅失登記をする際に地目が田のままであることに気付き今回の申請に至りました。周辺は宅地化が進んでおり立地条件は第2種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。10番について説明いたします。この件に関しましては5月に転用の相談があったわけですが、以前から家が建っていたのにも関わらず、農用地になったままだったということで、除外の申請がされているものです。その間に地籍調査等も実施されていきましたので、地目が農地のままだった理由は定かではありませんが、経緯等について顛末書がつけてあります。問題ないだろうと思います。審議をよろしく願います。

○議長 ただ今説明がありました10番の件について、質疑はありますか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

それでは、11番につきまして説明をお願いします。

○事務局 11番についてご説明いたします。●町の●さんは現在の住居が老朽化したため、

近隣の申請地●町の2筆の田●㎡に個人住宅を建築したいというものです。申請地の周辺は宅地化が進んでおり、立地条件は第2種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。11番について説明いたします。位置図は17ページ、写真は18ページの上のほうです。今の家が古くなったためとアパート住まいの息子さんの家族と一緒に住める家を建てたかったけども、敷地が狭いために建てられる場所を検討したけれども、申請地しかなかったということでした。申請地に息子さん達と一緒に住める二世帯住宅を建てるという計画でした。地目は水田で、写真ではわかりにくいですが、道路と同じ高さに埋め上げられ土地造成がなされていたため、始末書が添付してあります。隣接同意も添付されています。審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました11番の件について、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。
それでは、12番につきまして説明をお願いします。

○事務局 12番についてご説明いたします。●町の●さんは自宅に駐車場がないため、自宅前の申請地●町の田●㎡に駐車場兼転回スペースを確保するため農地転用したいというものです。申請地の一部に私道が入り込んでいるため、始末書が添付してあります。立地条件は第2種農地で農地法の転用許可基準に適合しております。

○担当委員 ●番●です。12番について説明いたします。申請人は90才近くの方です。申請人は車は運転しないんですが、介護のために家の前まで車が来ないと困るということでした。埋立てについては、2年前にすぐ横を通っている国道の工事の時の廃土で埋められたということでした。周りに迷惑になることもなく問題ないだろうと思います。審議をよろしくお願いいたします。

○議長 ただ今説明がありました12番の件について、質疑はありませんか。
(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。
(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第8、議第67号農業振興地域整備計画に係る農用地区域の編入申請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 議第67号について説明します。管内34集落から田203,304㎡、畑101,568㎡、山林25,723㎡、雑種地791㎡、合計331,386㎡の農用地区域への編入申請が35件あって

おります。なお、山林については全てが果樹園、雑種地については田として利用する計画となっています。

また、今回の案件全てが平成 23 年度「中山間地域等直接支払事業」を活用した農地保全という申請理由でございます。以上です。

○議長 ただ今事務局から説明がありました。一括して審議したいと思います。委員の皆さんから補足説明はありませんか。

(なしの声あり)

○議長 それでは 1 番から 35 番までの申請について、質疑はありませんか。

(質疑なしの声あり)

○議長 質疑がなければ、本件につきましてご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり可決いたしました。

○議長 それでは、日程第 9、議第 68 号「環太平洋連携協定（ＴＰＰ）」交渉に関する要請についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

○事務局 「環太平洋連携協定（ＴＰＰ）」交渉に関する要請について説明いたします。最近テレビ、新聞等で多く報道されていますので内容につきましては委員の皆さんもご存知と思いますが、この協定に加入しますと関税が撤廃され自由な貿易ができるということで産業界にとっては良い事だということで推進されています。一方、農業にとりましては、外国から安い農産物が大量に入ってくるということで、農業関係者は非常に危機感を持っているところです。今日本の食料自給率は 40%ですけれども、これが 10%台になるという推計もでてきているところですので、農業委員会系統組織でも反対の意思表示をしようということでございます。そういうことで、今月 15 日に開かれた県下農業委員会会長大会の中でＴＰＰ交渉に反対する意思を表明するために県選出の国会議員全員に対しまして県農業会議会長名と県下農業委員会会長の連名で反対の要請をするという決定をいたしました。それで、12 月 2 日に東京におきまして県選出国會議員に反対の要請活動を行うということでございますが、各農業委員会においても、地元選出国會議員に要請活動をぜひ行ってくださいということですので、本日提案をさせていただきました次第です。

要請書(案)を読み上げまして提案といたします。

要請書(案)

衆議院議員 園田博之 様

「環太平洋連携協定（ＴＰＰ）」交渉に関する要請書

政府は、11 月 9 日の閣議で「包括的経済連携に関する基本方針」を決定した。

その中で、環太平洋連携協定（ＴＰＰ）については、米国など関係国と協議を開始することを明記し、今後その動きが加速化している状況にある。

わが国が、TPP交渉に参加すれば結果として、地域を支える農林水産業の崩壊を招き、関連産業を含む地域経済が大打撃を受けることは必至であり、全国有数の食料供給基地である本県でも、農業算出額の大幅な減少など本県経済に与える影響は甚大になると予想される。

また、国民の食の安全・安定供給や食料自給率の向上に重大な影響を与えるTPP交渉について、国民の合意を得る議論もされないまま、拙速な決定が行われることは到底認められない。

よって、これらの状況を踏まえ、下記の事項に十分留意するよう強く要望する。

記

1. 「食料・農業・農村基本計画」を遵守すること。

今春閣議決定された「食料・農業・農村基本計画」においてEPA／FTA交渉について、「食の安全・安定供給、食料自給率の向上、国内農業・農村の振興等を損なうことは行わないことを基本に取組む」と明記したことを遵守すること。

2. TPP交渉への参加は断固反対

TPP交渉は、原則100%の関税撤廃を前提とする包括的な協議であり、これまでのEPA／FTA交渉で重要品目を除外・例外扱いしてきたことや、WTO農業交渉において各国の多様な農業の共存を訴えてきたことを否定するものであり、TPP交渉への参加と、農業・農村、地域社会・経済の存立は両立し得ないとする。

よって、TPP交渉への参加は断固反対であり、参加を行わないこと。

平成22年11月25日

天草市農業委員会会長 鬼塚猛清

以上でございます。

○議長 ただ今事務局から説明と提案がありました。この要請について委員の皆さんからご意見をお伺いしたいと思います。何かありませんか。

○質問委員1 ●番です。この人も新聞に載ってた訳ですけども、建前と本音がはっきりしないような感じで、日本の経済を考えるならば止むを得ないだろうということで、その次に日本の農水産物については、外国産とは相手にならないだろうという話も載っていたし、何かははっきりしないような記事でございましたけども、私が考えますところ、どうしてもこれはなるかもしれないと思いますし、そういった場合に条件付きといいますか、農業者の被害を食い止めるためのいろいろな手立て、また、輸入国で不作が2年続くと日本への輸出がなくなる、または食料攻めといいますか、そういったことが考えられる訳で、ここはどうしても私たち農業者の力を結集しなければならない状況だと思います。また、園田さんだけに頼っていてもどうしようもない状況ではございますが、皆さんはどう考えられるでしょうか。

○質問委員2 ●番●です。この協定でございますけども、農林漁業にとってみればたいへんなことでございます。ただ日本は工業立国、輸出により発展してきた国であります。農

業のことばかり考えれば反対でいいんでしょうが、日本の経済から考えますと工業製品を輸出しなければ日本の経済は立ち行かない、園田さんの言い分もそういったことではないかと思うわけで、私も日本全体の経済を考えて推進すべきだと考えています。農産物除外の協定とかはできないもんですかね。

○議長 11月12日の新聞に、包括的経済連携協定に関する基本方針を閣議決定したと書いてありましたが、その中でTPPは情報収集を進めながら対応していく必要があるということと、国内の環境整備を早急に進めるとともに関係国との協議を開始する、ということで載っておりました。このまま協定が導入されれば私たち天草の農業は生き残れないんじゃないかと思っています。やはり反対は反対で、意思表示をしていかなければならないと考えているところです。

○質問委員3 ●番●です。日本の農業は、やはり関税に守られてきたから生き残っているんです。戸別所得補償制度も始まりましたが、業者はこの情報をキャッチして、値を下げても農家の収入は変わらないということで、購入価格も下がってきています。こういったようなことで政治に期待して頼ったらだめだなとがっかりしています。以前は農協の職員もいっしょになってURなどのいろんな反対運動をしたこともありますが、今は力がなくなりましたな。日本の農業はつぶれると思います。

○議長 他に、御意見、質疑はありませんか。(しばらくして)様々に意見がでましたが、私たちがぜひ声を上げなければならないと思いますので、要請を行うことにご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

○議長 ご異議がありませんので、本件は原案のとおり要請を行うことに決定いたしました。

これで、本日提案されました案件の審議を全て終了いたしました。

これをもちまして、平成22年天草市農業委員会第11回総会を閉会いたします。

午後4時37分

閉会